

特 記 仕 様 書

戸田ボートレース企業団
施 設 課

- 1 工事件名
移動式ピット用固定支柱改修工事
- 2 工事場所
埼玉県戸田市戸田公園 8 番 2 2 号
戸田モーターボート競走場 競走水面
- 3 工 期
契約締結日から令和 9 年 3 月 1 8 日 (木) まで
※ 令和 9 年 1 月 9 日から 1 月 1 4 日の間にて現場施工をするものとする。
※ 令和 9 年 3 月は予備日として扱うものとする。
- 4 工事概要
治水対策等による増水時にピットの係留が困難となり、また減水時はピットが破損する恐れがあるため、予防保全を目的に改修を行う。
本工事は、本仕様書・設計図面・設計内訳書等に基づき、発注者の指示に従って施工するものとする。
- 5 工種区分
河川・道路構造物工事
- 6 工事施工
以下について、本工事における指示事項とする。
 - (1) 着工に先立ち、着工届、現場代理人等届、現場員届、工程表、施工体制表を作成し、速やかに発注者の承諾を得ること。また、工事の一部を協力業者に委託する場合は、同様に発注者の承認を得ること。
 - (2) 本工事契約締結後、受注者は速やかに使用機器、メーカー等を選定の上承諾書（図）を作成し、発注者の承諾を得ること。なお、調達期間の変更等に伴う工事費の増額は認めない。
 - (3) 施工前に現場調査を行い、施工内容について監督員と調整を行い、事前に施工計画書及び施工図面等を作成し承認を得ること。
 - (4) 受注者は施工日毎に工事の進捗状況、作業員の就業状況、機器検査の状況などを記録した作業日報を作成し、発注者の要請に応じて速やかに提示でき

るよう保管すること。

- (5) 搬入資材等については、監督職員の立会い検査を受けること。
(工事名、日時、請負業者名、検査項目、材料名等と監督職員立会の写真を撮ること)
- (6) 工事の記録として、工事施工の全体及び細部について、工程の順序に従って施工の前後及び作業中の状態の記録写真を撮影すること。工事完了後は本工事用写真帳等に整理し、撮影年月日、撮影箇所、工程などの説明を加え提出すること。
- (7) 工事終了後、受注者は速やかに竣工届及び検査願を作成し、検査員による検査に合格しなければならない。
- (8) 本仕様書や質疑回答、設計図面等に応示された機能を十分に発揮できるように施工すること。なお、明記されていない事項であっても、工事施工及び機能確保のために当然必要と認められる内容については本工事に含むものとする。
- (9) 当競走場内での作業中は、工事名及び業者名の記載された名札を着用すること。また、工事現場は常に整理整頓を心がけ、内外の清掃及び後片付けを実施すること。
- (10) 水面での搬入作業等に伴い、戸田ボートレース企業団が所有する船舶を利用する場合は、申請の上許可を得ること。なお、操船者及び燃料は受注者にて手配するものとする。

7 提出書類

受注者は、次にあげる関係書類を速やかに作成し、指定期日以内に監督員及び監理者へ提出し承諾を得なければならない。なお、製作施工に当たっては、企業団及び監理者の承諾後に着手するものとする。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 契約書の製本（契約時遅滞なく） | 2 部 |
| (2) 見積内訳明細書（契約時） | 1 部 |
| (3) 着工届及び現場員届（契約後 1 4 日以内） | 1 部 |
| (4) 現場代理人及び主任技術者届（契約後 1 4 日以内） | 1 部 |
| (5) 工程表及び施工体制表、協力業者等届（契約後 1 4 日以内） | 1 部 |
| (6) 施工計画書、部材等承諾書、施工図面等（契約後遅滞なく） | 2 部 |
| (7) 竣工届・検査願（竣工後契約工期内に遅滞なく） | 1 部 |
| (8) 完成図書・成果品（竣工後完成検査時迄に遅滞なく） | 2 部 |

8 完成図書

工事完成時には、工事竣工届及び本工事に関する全ての資料（竣工図、竣工写真及び取扱説明書、試験成績書等）を取り纏めた完成図書を発注者へ提出する。

完成図書は施工の内容を正確に記録保存し、設備の保全・改修に資すること

をもってその目的とする。

完成図は完成時における工事の状況を平面図、詳細図及び仕様書等によって示したものとする。

(1) 竣工図書 2部 (黒製本(金文字) 1部、パイプ式ファイル 1部)

ア 契約書及び仕様書の写し、積算内訳書

イ 竣工図及び完成図(機器表及び仕様図、構成表、計算書などを含む。)

ウ 作業日報(工事経過の記録簿)

エ 工事写真

工事写真は着工前、作業中、完成後とし、作業日及び工程名称を記載したものと撮影する。納入機材とその数量がわかるものを1枚以上、JIS等の規格品にあつては合格証マークとともに1枚以上撮影する。

オ 取扱説明書、保証書、検査成績書、出荷証明、保全に関する資料
期間は明確に記載し、マニュアルなどは日本語を使用していること。

カ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)及び関連書類
コピー可

キ その他、監督職員の指示したもの

(2) CD-R媒体 1部

ア データのファイル形式はJWW、PDF、JPGとする

9 作業及び作業日時について

工事作業は原則として、当該施設のレース開催中(場外開催日・前検日を含む)を除く、午前9時00分から午後5時00分までとする。

夜間に実施を要する作業及び緊急を要する作業、営業終了後等の作業を行う必要が生じた場合で、事前に監督職員と協議し承諾得た場合はこの限りでない。

お客様や第三者への安全に配慮した施工計画を策定し、資材の搬出入、作業員の入退場、施錠管理について十分に監督員と協議し、承諾を得ること。

10 軽微な変更等について

本仕様書に記載のない事項及び本工事の遂行上疑義が生じた場合には、速かに監督員と協議し対処するものとする。

また、本仕様書及び参考図面等に明記がなく施工上必要と思われることで、現場の状況により軽微な変更の必要がある時は、その工事に支障のない範囲内で、かつ他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督員の承諾を受けて機器及び配線の取付位置、方法等の変更を行うことができる。ただしこの場合、請負金額の増減と工期の変更をしないものとする。

11 搬入作業及びTBSラジオ電波塔について

(1) 搬出入は綿密に計画を行い、監督員・道路管理者・所轄警察署と十分に協議の上、道路使用・道路占用等の許可を得ること。これらの申請費用は工事

費に含むものとし、協議結果に伴う工事費の増額は認めない。

- (2) 工事中の入退場・施錠・機械警備等の管理については事前に監督員と協議を行うこと。また、必要に応じた工事出入口の他、監督員が必要と認めた場所へ誘導員を配置すること。
- (3) 競走場近傍に設置された電波塔の影響により、クレーンが帯電し停止または故障する事例を確認している。大型重機（搬入物含む）や金属製足場等を使用する場合は、感電や発熱、故障等の障害に十分留意して事故の無いように実施すること。

電波障害を受ける恐れがある作業がある場合は、接地や遮蔽措置、またはラジオ放送局の停波予定確認と停波時作業事前協議の実施等の必要な対策を講じた施工計画を策定すること。

1 2 所轄官公庁等その他必要な手続きについて

本工事の施工に際しては、各種法令等を遵守し、工事施工上必要な諸官庁等への各種手続き及び石綿事前調査及び報告申請等を行い、その費用は受注者の負担にて遅滞なく行うものとする。なお、石綿の含有が確認された場合の対策費用及び処理費用については協議を実施し、契約額とともに増減するものとする。また、ボートレース場周辺の道路は大型車両進入禁止区域の為、所管公署である蕨警察署へ事前調整を行うこと。

1 3 工事用電力及び用水について

周囲から供給可能な場合に限り、必要に応じて使用することができる。

ただし、現場事務所をボートレース場敷地内に設置する場合は、発注者の承認を受けなければならない。

1 4 他工事との関連について

工事施工にあたり他工事との同時施工がある場合、工事全体を熟知し、工程表に従って監督員と十分な打合せを行うこと。併せて他工事の受注者との連絡を密にし、協議の上、工事進捗に支障のないよう施工し、全体工事の完成に協力しなければならない。

本工事以外に、施設内の各種保守管理業務、清掃業務、各種イベント、物品搬入などが実施される際、この工程や調整に協力すること。

1 5 貸与図書

- (1) 仕様書（本書）
- (2) 積算書
- (3) 参考図面
- (4) 開催日程表

1 6 特記事項

以下について、本工事における指示事項とする。

- (1) 受注者は当ボートレース場の開催日程を十分把握し、いかなる場合においても開催運営に支障を生じさせないよう最大限の対処をすること。

- (2) レース開催に支障をきたした場合は多額の損害が発生する可能性があり、受注者の責による場合は戸田ボートレース企業団建設工事契約約款のとおり、受注者の補償となる為、十分な保険等を付すること。
- (3) 開催中の施工は原則認めない。ただし、やむを得ない事情等により事前に監督職員と協議し、開催に支障がないと認められる場合はこの限りでない。
- (4) レースの開催日程は3カ月ごとに正式決定されるため、工事工程の計画時には常に最新の日程を考慮し、随時検討・報告を行うこと。
- また、作業内容によっては別途工事規制が発生する可能性があるため、事前に関係者と協議のうえ施工を進めること。
- なお、レース開催や投票、映像設備に関わる重要な配管・配線に影響が出ないよう、十分な事前調査を行い、細心の注意をもって作業を実施すること。
- (5) 本工事の施工及び機器等の導入に当たっては、適切な養生を行い、施設及び導入機器、船舶等に損害を与えないこと。また、導入の際に使用した梱包材等は、受注者が処分すること。
- なお、既存施設等に対して汚損、毀損等を生じさせた場合は、同一材料を持って受注者の負担にて直ちに復旧を行う。
- (6) 設計図書等の優先順位は以下のとおりとする。
- ア 質疑回答書
 - イ 本仕様書
 - ウ 設計図面
 - エ 共通仕様書および規格等
- (7) 設計図面および発注者の要求機能を満たす工事は全て本工事に含まれる。現地調査を十分行い、見積漏れのないよう注意すること。設計内訳書は参考であり、設計図面や質疑回答書を優先する。内訳書と設計図面に矛盾がある場合は、設計図面を優先する。
- (8) 本工事の請負金額については、契約締結後の諸物価及び労務費等の市場変動があっても請負金額の価格調整（スライド）は認めない。また、追加や変更工事が発生した場合の単価は、原契約時の単価を適用するものとする。
- (9) 設計図面等で確認できない既存部分の取り合い等は、十分に調査を行うこと。工事の特性上、基本的には現況を優先とし、それに伴う微細な変更は本工事に含める。なお、変更を要する場合は遅滞なく監督員へ報告すること。
- (10) 作業員の通勤車両、作業車両の駐車場は、事前協議の上、周辺駐車場を無償にて貸与可能とする。
- (11) しゅん工時は受注者の負担により発注者、運用業者に十分な取り扱い説明を行うこと。
- (12) 受注者は、次に掲げる一の事由が生じたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- ア その責めに帰すべき事由により、業務の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたとき。

イ 規定により契約解除をし、発注者が損害を受けた場合は、申出により受注者は誠意をもって賠償に応じなければならない。

- (13) 検査後、1年間の間に納入機器等を正常に使用した状態で不具合が発見された場合には、受注者の責任、負担において迅速に修理、修復または交換を行うこと。
- (14) 受注者は本役務に係り、知りえた機密事項やその他の情報について、守秘義務を遵守するものとする。詳細については別に締結する契約書の定めに従うこと。

1 7 適用基準及び関係法令等の適用

本工事は設計図書等に適合するほか、明記無き事項については以下の適用基準等（下記のうち本業務に係るものに限る）に準拠して施工及び選定をしなければならない。

本工事は工事請負契約書及び当企業団の契約規程、その他労働基準法、建築基準法及び同法施行令、消防法、モーターボート競走法、興行場法、ビル管法、リサイクル法、職業安定法などの関係法令に従い履行しなければならない。

(1) 積 算

- ア 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- イ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ウ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- エ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- オ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

(2) 仕様書

- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ウ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- エ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- オ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- カ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- キ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ク 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ケ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- コ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

サ 埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書、埼玉県土木工事共通仕様書

(3) 準拠法令

ア モーターボート競走法

イ 興行場法

ウ ビル管法

エ 都市計画法、都市公園法

オ 建築基準法、同施行令、通達

カ 電気設備技術基準、電気内線規程

キ 日本産業規格

ク 消防法

ケ 廃棄物処理法、リサイクル法

コ 労働基準法、職業安定法

サ その他関係法令及び基準を遵守して施工、届出、検査を実施すること。

1 8 工事費の請求

電子請求書未対応のため、紙請求書の提出を必須とする。なお、紙請求書発行の費用は見積金額に含めること。